

資料 123 文化財一覧

1 千葉県指定文化財一覧

No	名称	員数	所在地	管理者	指定年月日	備考
1	安蒜家板石塔婆	2基	西深井 261	個人	昭和 55.2.22	有形考古
2	流山ののみりん醸造用具	121点	市立博物館蔵 加一丁目 1225-6	流山市	平成 11.3.30	有形民俗

2 流山市指定文化財一覧

(1) 流山市指定有形文化財

No	名称	員数	所在地	管理者	指定年月日	備考
1	諏訪神社（本殿・幣殿・拝殿）	1棟	駒木 657	諏訪神社	昭和 55.3.31	建造物
2	東福寺二十一仏板碑	1基	鱒ヶ崎 1033	東福寺	〃 55.3.31	建造物
3	成顕寺鰐口	1口	駒木 224	成顕寺	〃 55.3.31	工芸
4	木造愛染明王坐像	1軀	中 58-1	光明院	〃 56.2.24	彫刻
5	菩薩形坐像	1軀	流山 6 丁目 651	光明院	〃 59.3.30	彫刻
6	観音菩薩坐像	1軀	名都借 980	広寿寺	〃 59.3.30	彫刻
7	観音菩薩立像	1軀	桐ヶ谷 230	西栄寺	〃 59.3.30	彫刻
8	阿彌陀如来坐像	1軀	桐ヶ谷 230	西栄寺	〃 59.3.30	彫刻
9	鬼子母神立像 及び十羅刹女立像	11軀	西平井 1432	本覚寺	〃 59.3.30	彫刻
10	日蓮上人坐像	1軀	駒木台 185	法栄寺	〃 59.3.30	彫刻
11	金剛力士立像	2軀	鱒ヶ崎 1033	東福寺	〃 59.3.30	彫刻
12	金剛力士立像	2軀	名都借 1024-1	清瀧院	〃 59.3.30	彫刻
13	阿彌陀如来立像付千体阿彌陀如来立像	1001軀	鱒ヶ崎 1033	東福寺	〃 59.3.30	彫刻
14	阿彌陀如来立像付千体阿彌陀如来立像 及び結縁交名木札	一括	鱒ヶ崎 1033	東福寺	平成 21.12.9 追加指定	彫刻
15	石造十二神将	12軀	市野谷 563-1	円東寺	昭和 62.6.4	彫刻
16	富士塚	1基	流山 1 丁目 153	浅間神社	〃 62.6.4	建造物
17	額	1面	流山 4 丁目 359	流山市	〃 63.4.5	歴史
18	鬼瓦	7点	流山 4 丁目 359	流山市	〃 63.4.5	歴史
19	鬼瓦	7点	中野久木 339	流山市	〃 63.4.5	歴史
20	絹本着色不動明王及び二童子像	1幅	名都借 1024-1	清瀧院	平成 2.12.4	絵画
21	紙本淡彩大日如来像	1幅	鱒ヶ崎 1033	東福寺	〃 2.12.4	絵画
22	紙本着色釈迦涅槃図	1幅	駒木 224	成顕寺	〃 2.12.4	絵画
23	絹本着色釈迦十六善神像付 外箱及び版本大般若経	1幅	桐ヶ谷 230	西栄寺	〃 2.12.4	絵画
24	絹本着色道興大師像	1幅	鱒ヶ崎 1033	東福寺	〃 2.12.4	絵画
25	紙本着色日蓮上人像	1幅	流山 2 丁目 130	常与寺	〃 2.12.4	絵画
26	鱒ヶ崎三本松古墳の碑 （下総國鱒崎邨古冢碑）	1基	鱒ヶ崎 1265	流山市	〃 15.3.31	建造物
27	吉野 誠 写真資料	2193点	市立博物館蔵 加一丁目 1225-6	個人	〃 16.7.6	歴史
28	古間木山王塚二十一仏板碑	1基	非公表	個人	〃 20.5.7	建造物
29	上貝塚二十一仏板碑	1基	加一丁目 1225-6	流山市	〃 20.5.7	建造物
30	呉服 ましや土蔵	1棟	加六丁目 1300	個人	〃 26.9.5	建造物
31	赤城神社本殿 附棟札・木札及び橋掛り	本殿1棟 棟札2枚 木札1枚 橋掛り1 か所	流山 6 丁目 649	赤城神社	〃 27.3.30	建造物

(2) 流山市指定有形民俗文化財

No	名称	員数	所在地	管理者	指定年月日	備考
32	浄蓮寺 小絵馬	1式	野々下1丁目159	浄蓮寺	昭和62.6.4	
33	「梅の図」絵馬	1面	大畔297	天神社	〃62.6.4	
34	「俵藤太百足退治の図」絵馬	1面	鱸ヶ崎1033	東福寺	〃62.6.4	
35	流山三丁目庚申講関係資料	113点	流山3-222地先,349	流山三丁目自治会	〃23.7.19	

(3) 流山市指定無形民俗文化財

No	名称	伝承地	実施期日	指定年月日	備考
36	鱸ヶ崎おびしゃ行事	鱸ヶ崎雷神社	1月20日	昭和52.12.22	
37	ヂンガラ餅行事	三輪野山三輪茂侶神社	1月	〃52.12.22	
38	大しめ縄行事	流山6丁目赤城神社	10月	〃54.1.23	

(4) 流山市指定記念物

No	名称	所在地	所有者	指定年月日	備考
39	小林一茶寄寓の地	流山6丁目670-1 (一茶双樹記念館)	流山市	平成2.12.4	史跡
40	光明院のタラヨウ	流山6丁目651	光明院	〃28.9.5	天然記念物
41	赤城神社の社叢林	流山6丁目649	赤城神社	〃28.9.5	天然記念物

3 国登録有形文化財

No	名称	員数	所在地	指定年月日	備考
42	呉服新川屋店舗	1棟	加6丁目1305	平成16.11.8	建造物
43	寺田園旧店舗	1棟	流山2丁目101-1	〃23.7.25	建造物
44	笹屋土蔵	1棟	流山1丁目155-1	〃26.10.7	建造物
45	清水屋本店店舗兼主屋	1棟	流山2丁目26	〃26.10.7	建造物

資料 124 被害の認定基準

被害区分	認定基準等	備考
人的被害	被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告をする。	
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。	1 当該災害による負傷者が、発災後 48 時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。 2 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 3 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。	
重傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。	
軽傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みのものとする。	

注：千葉県災害対策本部「千葉県被害情報等報告要領」による。

被害区分	認定基準等	備考
住家被害	<p>※ 住家とは現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。
全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、傾斜、潜り込み、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各1棟として計上する。 2 屋根瓦の相当部分が落ちた様な場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。
半壊	<p>住家がその居住するための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 3 アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。 4 アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。
一部破損	<p>全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。
床上浸水	<p>住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> (2) 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。
床下浸水	<p>床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。</p>	

注：千葉県災害対策本部「千葉県被害情報等報告要領」による。

被害区分	認定基準等	備考
非住家被害	<p>非住家とは住家以外の建物をいい、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。
公共建物	<p>例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。</p>	<p>文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。</p>
その他	<p>公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。</p>	<p>店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。</p>

注：千葉県災害対策本部「千葉県被害情報等報告要領」による。

被害区分		認定基準等	備考
り災世帯		<p>災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。</p> <p>一部損壊及び床下浸水の場合は計上しない。</p> <p>例えば寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。</p>	<p>寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。</p>
り災者		り災世帯の構成員とする。	
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。	
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設1箇所として被害に計上する。
	病院	医療法第1条第1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するものを。）をいう。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	<p>1 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。（農業用道路、林道等は含まない）</p> <p>2 道路冠水は被害には含まれないが、交通に影響を及ぼす程度のものについては、その状況について報告すること。</p>
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	<p>溢水は被害に含めないが、その状況について報告すること。</p>	

注：千葉県災害対策本部「千葉県被害情報等報告要領」による。

被害区分		認定基準等	備考
その他	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。
	がけくずれ		
	鉄道不通	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常が無いことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各1箇所として被害に計上する。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。	
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含めない。
	電気	災害により停電した戸数のうち最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、各地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で最新時点における戸数とする。	地域により断水の時間帯が異なる場合は、各地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	水道施設		断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうちで最新時点における戸数とする。	地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、各地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 各家庭に取り付けられた安全器が、地震等を感じて作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。		
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。		

注：千葉県災害対策本部「千葉県被害情報等報告要領」による。

被害区分	認定基準等	備考	
被害金額		災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外に朱書きするものとする。	
	公立文教施設	公立の文教施設とする。	
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港用施設及び共同利用施設とする。	左の施設として、かんがい排水施設、農業用道路、林道、沿岸漁場整備開発施設、農協・漁協等の所有する倉庫・加工施設・共同作業場等が該当する。 （1 箇所の災害復旧工事の事業費が 40 万円未満のものは加算しない。）
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。	（災害復旧事業の 1 箇所の工事の費用が県及び指定市に係るものにあつては 120 万円に、市町村に係るものにあつては 60 万円に満たないものは加算しない。）
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。	
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。	
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。	
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

注) 1. 千葉県災害対策本部「千葉県被害情報等報告要領」による。

2. 備考欄には災害発生場所、災害発生日月日、災害の種類および概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

資料 125 応急救助の種類と実施者一覧表

救助の種類		実施期間	実施者
収容施設の供給	避難所	7日以内	市町村長
	応急仮設住宅	20日以内に着工	知事（住宅課）
炊出しその他による食品の供与及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の供与	7日以内	市町村長
	飲料水の供給	7日以内	市町村長
被服、寝具等の供（貸）与		10日以内	市町村長
医療及び助産	医療	14日以内	知事（救護班：日赤）
	助産	分べん日から7日以内	知事（救護班：日赤）
災害にかかった者の救出		3日以内	市町村長
住宅の応急修理		1か月以内完了	市町村長
学用品の供与		教科書1か月以内 文房具15日以内	市町村長
埋葬		10日以内	市町村長
応急救助のための輸送費		当該救助の実施が認められる期間以内	市町村長
応急救助のための賃金職員等雇上費		当該救助の実施が認められる期間以内	市町村長
遺体の捜索		10日以内	市町村長
遺体の処理		10日以内	知事（救護班：日赤）
障害物の除去		10日以内完了	市町村長

注) 特に必要があると認めるときは、知事の実施する救助の種類についても、市町村長に委任することがある。(災害救助法第30条)

資料 126 激甚災害指定基準

※ 昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように定めている。

(激甚災害指定基準 昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定
改正 平成二十八年二月九日)

激甚災害指定基準 1

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法 2 章（公共 土木施設災害復旧 事業等に関する特 別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) $\text{事業費査定見込額} > \text{全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額} \times 0.5\%$ (B 基準) $\text{事業費査定見込額} > \text{全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額} \times 0.2\%$ かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 都道府県分の負担事業の事業費査定見込額 $>$ 当該都道府県の当該年度の標準税収入額 $\times 25\%$ (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 $>$ 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 $\times 5\%$
激甚法 5 条（農地 等の災害復旧事業 等に係る補助の特 別措置）	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) $\text{事業費査定見込額} > \text{当該年度の全国農業所得推定額} \times 0.5\%$ (B 基準) $\text{事業費査定見込額} > \text{当該年度の全国農業所得推定額} \times 0.15\%$ かつ次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 $>$ 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 $\times 4\%$ (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 $>$ 10 億円
激甚法 6 条（農林 水産業共同利用施 設災害復旧事業費 の補助特例）	次の(1)及び(2)の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が 5,000 万円以下と認められる場合は除く。 (1) 激甚法 5 条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額 $>$ 当該年度の全国農業所得推定額 $\times 1.5\%$ であることにより激甚法 8 条の措置が適用される激甚災害

激甚災害指定基準 2

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>激甚法 8 条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その災害の態様から次の基準によりがたいと認められる場合は、災害の発生のおよび被害の実情に応じて個別に考慮。</p> <p>(A 基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>(B 基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該被害に係る特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 0.5%</p>
<p>激甚法 11 条の 2（森林災害復旧事業に対する補助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、A B とも林業被害見積額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。</p> <p>(A 基準) 林業被害見込額（樹木に係るものに限り。以下同じ） > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 5%</p> <p>(B 基準) 林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 1.5%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 60%</p> <p>(2) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 1%</p>

激甚災害指定基準 3

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>激甚法 12 条、13 条、15 条（中小企業信用保険法による災害関係保障の特例等）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A 基準) <small>中小企業関係被害額</small> > 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 0.2%</p> <p>(B 基準) <small>中小企業関係被害額</small> > 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 0.06%</p> <p>かつ次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の該当被害に係る中小企業関係被害額 > 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2%</p> <p>(2) 一の都道府県内の該当被害に係る中小企業関係被害額 > 1,400 億円</p> <p>ただし、火災の場合又は中小企業関係被害額の割合は、被害の実状に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
<p>激甚法 22 条（り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A 基準) <small>被災地全域滅失住宅戸数</small> > 4,000 戸</p> <p>(B 基準) 次の(1)、(2)のいずれかに該当する災害</p> <p>(1) <small>被災地全域滅失住宅戸数</small> ≥ 2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 一市町村の区域内で 200 戸以上</p> <p>イ 一市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上</p> <p>(2) <small>被災地全域滅失住宅戸数</small> ≥ 1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 一市町村の区域内で 400 戸以上</p> <p>イ 一市町村の区域内の住宅戸数の 2 割以上</p> <p>ただし、(1)(2)とも火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>

激甚災害指定基準 4

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	(1) 激甚法第 2 章の措置が適用される災害 (2) 法第 5 条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害のつど被害の実情に応じ個別に考慮

資料 127 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の程度の大きい災害について、激甚災害として指定するため昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議が次のような基準を定めている。

(局地激甚災害指定基準 昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定
改正 平成二十八年二月九日)

局地激甚災害指定基準 1

適用すべき措置	局地激甚災害とされる被害の程度
<p>1 激甚法第 3 条第 1 項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第 4 条第 5 項に規定する地方公共団体以外のもので設置した施設に係るものについて激甚法第 2 章の措置</p> <p>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第 24 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の措置</p>	<p>1 公共施設災害関係</p> <p>当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号～第 14 号の事業）の査定事業費の額＞当該市町村の当該年度の標準税収入×50%に該当する市町村（当該査定事業費の額が 1,000 万円未満のものを除く。）が 1 以上ある災害。</p> <p>ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。</p>
<p>1 右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第 5 条、第 6 条の措置</p> <p>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に架かる地方債について激甚法第 24 条第 2 項～第 4 項までの措置</p>	<p>2 農地、農業施設等災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第 5 条第 1 項規定の農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額＞当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額×10%に該当する市町村（当該経費の額が 1,000 万円未満のものは除外。）が 1 以上ある災害。</p> <p>ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。</p>

局地激甚災害指定基準 2

適用すべき措置	局地激甚災害とされる被害の程度
<p>右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する森林災害復旧事業にかかる激甚法第 11 条の 2 の措置</p>	<p>3 林業災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るもの。以下同）＞当該市町村の生産林業所得（木材生産部門）の推定額の 1.5 倍（ただし、林業被害見込額＜当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×0.05% の場合を除く。）</p> <p>かつ、大火による被害にあつては要復旧見込面積がおおむね 300ha、その他の災害にあつては当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの。）のおおむね 25%を越える市町村が 1 以上ある災害</p>
<p>右の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第 12 条、第 13 条及び第 15 条の措置</p>	<p>4 中小企業施設災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10%（ただし、被害額が 1,000 万円未満を除く。）に該当する市町村が 1 以上ある災害。ただし、当該被害額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。</p>

資料 128 要配慮者施設一覧

地域包括支援センター

No.	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
1	北部・高齢者なんでも相談室 (北部中学校・東深井中学校地区の地域を担当)	江戸川台東 2-19	7155-5366	
2	中部・高齢者なんでも相談室 (常磐松中学校・西初石中学校・おおたかの森中学校地区の一部に該当する地域を担当)	下花輪 409-6 東葛病院附属診療所内	7150-2953	
3	南部・高齢者なんでも相談室 (南部中学校・南流山中学校・おおたかの森中学校地区の一部に該当する地域を担当)	平和台 2-1-2 ケアセンター2階	7159-9981	
4	東部・高齢者なんでも相談室 (東部中学校・八木中学校・おおたかの森中学校地区の一部に該当する地域を担当)	野々下 2-488-5 あざみ苑内	7148-5665	

生活支援センター

No.	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
5	西深井地域生活支援センター「すみれ」	西深井 390-1	7154-6202	

通所介護事業者（デイサービス）

No.	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
6	あけぼのデイサービス	木 289	7150-2444	
7	デイサービスセンターあざみ苑	野々下 2-488-5	7141-2077	
8	デイサービスセンター春の苑	東深井 520-1	7178-3377	
9	デイホーム さくらの家	鰯ヶ崎 1311	7157-6950	
10	流山市デイサービスセンター	平和台 2-1-2	7159-0030	
11	リバーパレス流山 デイサービスセンター	西深井 142	7152-2833	
12	健康倶楽部江戸川台 デイサービスセンター	美原 4-198	7155-7163	
13	デイサービスたいよう	青田 52-1	7178-3533	
14	デイサービス「和」	前ヶ崎 161-1	7141-1681	
15	デイサービスセンターはまなす苑	こうのす台 269-1	7155-2454	
16	あずみ苑駒木台	駒木台 107-1	7178-4897	
17	デイサービスセンター ほのぼの館はなみずき	大畔 534	7150-1682	

No.	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
18	デイサービスセンターこまぎ安心館	駒木 649 - 3	7178-5577	
19	シニアクラブひかりの樹	松ヶ丘 2-330-110	7157-3927	
20	ウエルリーフ初石	西初石 3-13-2	7178-2280	
21	大樹デイサービス	南流山 2-25-5	7103-1910	
22	マザアスデイサービスセンター	向小金 2-432	7126-0162	
23	楽楽館パワリハスタジオ	南流山 1-24-6 菅生レジデンス 1 階	7157-2258	
24	ニチケアセンター流山北	東初石 4-187-19	7178-3151	
25	流山ケアセンターそよ風	加 3-1-9	7157-6721	
26	イリーゼおおたかの森 デイサービスセンター	東初石 6-186-50	7156-8011	
27	エスケアステーション 流山デイサービス	十太夫 116-1	7155-6281	
28	ツクイ流山おおたかの森	西初石 5-68-1	7157-6661	
29	生活クラブ風の村 デイサービスセンター流山	東深井 20-19	7153-8787	
30	アイカーサ流山デイサービスセンター	後平井 200-3	7157-7763	
31	リハビリデイながれやま	平和台 1-3-1	7157-6855	
32	秋桜ヴィレッジ初石デイサービスセンター	東初石 3-139-1	7156-7705	
33	ケアパートナー流山	市野谷 355-2 ヴェルジナル市野谷	7178-8121	
34	デイサービスセンターでいご	こうのす台 634-1	7153-8855	
35	デイサービス和楽久流山	西深井 593-1	7196-78-14	
36	デイサービスセンター悠々らいふ流山	南流山 7-28-11	7196-7093	
37	デイサービス介護屋本舗	流山 8-1192-1	7196-6474	

通所リハビリテーション事業者（デイケア）

No.	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
38	介護老人保健施設 ナーシングプラザ流山	前ヶ崎 248-1	7145-0111	
39	介護老人保健施設ハートケア流山	小屋 146-1	7178-2200	
40	東葛病院附属診療所	下花輪 409-6	7158-9232	
41	医療法人社団曙会曙診療所	東初石 2-180-1	7154-7474	
42	江陽台通所リハビリテーション	西深井 393	7153-2555	

短期入所生活介護事業者（ショートステイ 福祉）

No.	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
43	ショートステイサービスあざみ苑	野々下 2-488-5	7141-2200	
44	ショートステイサービス初石苑	東初石 5-131-3	7153-3925	
45	マザアスショートステイサービス	向小金 3-147-2	7170-8101	
46	リバーパレス流山 ショートステイサービス	西深井 142	7152-1211	
47	デイホーム さくらの家	鰯ヶ崎 1311	7157-6950	
48	ショートステイサービスはまなす苑	こうのす台 269-1	7155-2222	
49	あずみ苑駒木台	駒木台 107-1	7178-4897	
50	ショートステイサービスはなみずき	大畔 534	7150-1689	
51	ショートステイ春の苑	東深井 518-1	7178-3377	
52	ショートステイこまぎ安心館	駒木 649-3	7178-5556	
53	ショートステイ月の船	野々下 1-292-1	7197-2122	
54	流山ケアセンターそよ風	加 3-1-9	7157-6721	
55	エスケアステーション流山ショートステイ	十太夫 116-1	7155-6282	
56	ショートステイ季の花	西初石 5-69-1	7197-7758	
57	ショートステイ美晴らしの里	名都借 1126	7141-8822	
58	ショートステイサービスでいご	こうのす台 634-1	7153-3377	

短期入所療養介護事業者（ショートステイ 医療）

No.	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
59	介護老人保健施設 ナーシングプラザ流山	前ヶ崎 248-1	7145-0111	
60	介護老人保健施設ハートケア流山	小屋 146-1	7178-2200	

特定施設入居者生活介護

No.	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
61	協栄江戸川台年金ホーム	東深井 948	7152-3201	
62	マザアス南柏	向小金 3-147-2	7176-8711	
63	ニチイケアセンター流山	向小金 2-562-1	7170-8271	
64	イリーゼ流山はつし	東初石 3-128-11	7178-5621	
65	SOMPO ケアラヴィーレ 流山おおたかの森	東初石 6-186-38	7152-4165	
66	アミカの郷流山	美原 1-1222-1	7156-8333	
67	アイホームセントラルパーク	後平井 162-1	7157-7766	

No.	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
68	イリーゼ南流山	木 116-1	7157-6201	
69	イリーゼ南柏	松ヶ丘 4-495-3	7148-7261	

障害者支援施設（生活介護等の支援をする施設）

No.	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
70	つつじ園	野々下 1-319	7147-2941	
71	コスモス	野々下 1-319	7142-8551	
72	多機能型事業所マーレ	前平井 121-2	7157-8600	
73	多機能型事業所ステップ&フラワー	東初石 3-99-9	7126-0761	
74	デイサービス たいよう	青田 52-1	7155-6544	
75	流山地域福祉事業所 梅の木	東深井 89-28	7153-7792	

障害者支援施設（就労を支援する施設）

No.	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
76	地域生活支援センターまほろば	野々下 1-319	7142-8552	
77	コスモス	野々下 1-319	7142-8551	
78	多機能型事業所マーレ	前平井 121-2	7157-8600	
79	初石工房	東初石 20189-1	7154-2242	
80	流山こまぎ園	駒木台 207-14	7199-8320	
81	かたぐるま	鰯ヶ崎 1438-4	7159-0797	
82	アモール	平和台 1-1-1	7158-1111 内線 450	
83	南天の木	江戸川台西 2-148	7155-7450	
84	キッチンよつば	西初石 4-381-2	7154-0341	
85	流山市心身障害者福祉作業所さつき園	駒木台 238-1	7154-5188	
86	もりのてらす	東深井 986-1	7155-5111	

私立幼稚園

No.	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
87	このはな幼稚園	流山 2-105-2	7158-0264	
88	江戸川台ひまわり幼稚園	富士見台 1-3-6	7152-0435	
89	神愛幼稚園	東初石 5-135-14	7154-1259	
90	一の台幼稚園	東深井 498-4	7152-3059	
91	平和台幼稚園	平和台 4-62-27	7158-5617	
92	八木幼稚園	長崎 2-629	7144-7790	
93	黒川幼稚園	前ヶ崎 175	7145-9501	
94	みやぞの幼稚園	宮園 2-8-11	7159-3954	
95	南流山幼稚園	流山 2526	7159-7050	
96	暁星国際幼稚園	前平井 177-1	7150-2014	

公立幼稚園

No.	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
97	幼児教育支援センター附属幼稚園	江戸川台東 3-2	7152-0353	

保育所・園

No.	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
98	中野久木保育所	中野久木 373	7152-0921	公 立
99	平和台保育所	平和台 2-6-3	7158-1424	公 立
100	江戸川台保育所	江戸川台東 3-5	7152-0611	公 立
101	向小金保育所	向小金 3-102-1	7174-5217	公 立
102	東深井保育所	東深井 177-2	7154-6025	公 立
103	なかよし保育園	南流山 7-5-1	7158-5500	福祉法人
104	おおたかの森ナーサリースクール	十太夫 99-4	7154-2448	福祉法人
105	八木北保育園	駒木台 118-1	7152-0504	福祉法人
106	松の実保育園	名都借 464	7145-4312	福祉法人
107	流山セントラルナーサリースクール	西平井 588	7159-7473	福祉法人
108	かやの木保育園	大畔 198	7159-2700	福祉法人
109	みやぞの保育園	宮園 2-8-15	7159-2954	福祉法人
110	生活クラブ風の村 わらしこ保育園流山	加 4-12	7150-2654	福祉法人
111	南流山聖華保育園	南流山 2-29-4	7159-3401	福祉法人
112	城の星保育園	流山 9-500-42	7170-2111	福祉法人
113	森の葉保育園	上新宿 111-8	7138-5105	福祉法人

No.	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
114	聖華いつき保育園	南流山 1-17-4	7158-1145	福祉法人
115	えどがわ森の保育園	駒木 474	7152-1155	福祉法人
116	ロータスキッズスクエア	東初石 6-186-24	7136-1020	福祉法人
117	名都借みらい保育園	名都借 289	7170-1417	福祉法人
118	おおたかの森聖華保育園	長崎 2-24-1	7146-0303	福祉法人
119	城の星おおたかの森保育園	野々下 1-292	7197-2666	福祉法人
120	ぼけっとランド江戸川台駅前保育園	江戸川台西 2-3-1	7156-3155	福祉法人
121	けやきの森保育園 おおたかの森園	東初石 5-1-1	7155-8022	福祉法人
122	おおたかの森ヒルズ ナーサリースクール	東初石 6-183-1	7197-7068	福祉法人
123	聖華マリン保育園	東初石 5-141-25	7154-5252	福祉法人
124	慶櫻おおたかの森保育園	市野谷 787-2	7189-8900	福祉法人
125	暁の星保育園	西初石 5-69-1	7197-7756	福祉法人
126	南流山保育園ひびき	南流山 6-13-4	7199-7815	福祉法人
127	けやきの森保育園 おおたかの森第二	新市街地地区 C141 街区 2	7197-1880	福祉法人
128	南流山ちとせ保育園	流山 2580-1	7157-6002	福祉法人
129	南流山ナーサリースクール	南流山 2-8-3	7157-8300	福祉法人
130	アートチャイルドケア南流山保育園	木 434	7158-0123	福祉法人

資料 129 要配慮者施設等の地域防災計画（洪水）

【浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置】

流山市は、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するため、水防法第 15 条の規定に基づき、次に掲げる措置を実施する。

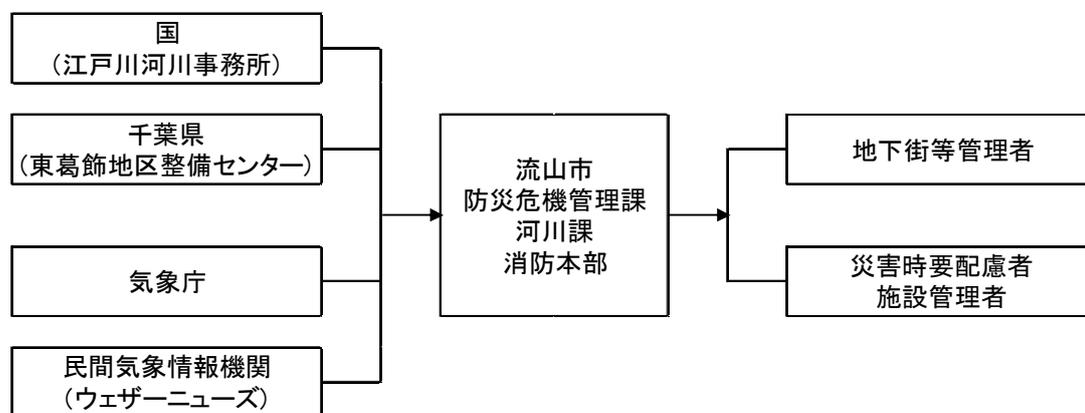
(1) 洪水ハザードマップの整備

市は、浸水危険性の事前周知を図るとともに、市民の防災意識を向上させるために、洪水時に浸水が想定される区域や想定される浸水深さ、避難場所等を明示した洪水ハザードマップの整備を行う。

(2) 地下街等及び高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有するものが利用する施設への防災情報の伝達

市は、浸水想定区域内の地下街等及び高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有するもの（以下「災害時要援護者」という。）が利用する施設の現況について把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。

情報伝達系統図は以下のとおりとし、電話、FAX、地域防災無線等を用いて、河川水位情報、避難準備情報、避難勧告情報などの防災情報を伝達する。



注) 資料 1-1 地下街等一覧

資料 1-2 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する施設一覧

(3) 地下街等の避難確保計画

水防法に基づき河川管理者より指定された浸水想定区域内に存在する地下街等の所有者または管理者は、単独または共同で、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な計画（避難確保計画）を作成し、これを市に報告するとともに、公表しなければならない。

避難確保計画については、「地下街等浸水時避難計画策定の手引き」の内容を踏まえて作成することとする。

資料 1-1 地下街等一覧

No.	施設の名称	所在地	備考
1	TX 南流山駅	南流山 2-1	
2	南流山駅北口地下自転車駐車場	南流山 1-27	

資料 1-2 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する施設一覧

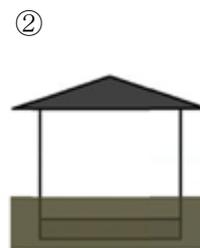
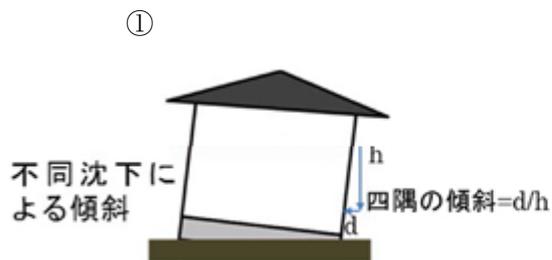
No.	名称	所在地	連絡先	備考
1	中部・高齢者なんでも相談室	下花輪 409-6	7150-2953	地域包括支援センター
2	西深井地域生活支援センター「すみれ」	西深井 390-1	7154-6202	生活支援センター
3	あけぼのデイサービス	南流山 2-2-3	7178-6002	デイサービス
4	デイホーム さくらの家	鱈ヶ崎 1311	7157-6950	デイサービス
5	リバーパレス流山 デイサービスセンター	西深井 142	7152-2833	デイサービス
6	大樹デイサービス	南流山 2-25-5	7103-1910	デイサービス
7	デイサービスセンター悠々らいふ流山	南流山 7-28-11	7196-7093	デイサービス
8	デイサービス介護屋本舗	流山 8-1192-1	7196-6474	デイサービス
9	楽楽館パワリハスタジオ	南流山 1-24-6 菅生レジデンス 1 階	7157-2258	デイサービス
10	介護老人保健施設ハートケア流山	小屋 146-1	7178-2200	デイケア
11	医療法人財団東京勤労者医療会 東葛病院附属診療所	下花輪 409-6	7158-9232	デイケア
12	江陽台通所リハビリテーション	西深井 393	7153-2555	デイケア
13	リバーパレス流山 ショートステイサービス	西深井 142	7152-1211	ショートステイ福祉
14	介護老人保健施設ハートケア流山	小屋 146-1	7178-2200	ショートステイ医療
15	イリーゼ南流山	木 116-1	7157-6201	特定施設生活介護
16	かたぐるま	鱈ヶ崎 1438-4	7154-0797	障害者支援施設
17	アモール	平和台 1-1-1	7158-1111	障害者支援施設
18	このはな幼稚園	流山 2-105-2	7158-0264	私立幼稚園
19	平和台幼稚園	平和台 4-62-27	7158-5617	私立幼稚園
20	みやぞの幼稚園	宮園 2-8-11	7159-3954	私立幼稚園
21	南流山幼稚園	流山 2526	7159-7050	私立幼稚園
22	なかよし保育園	南流山 7-5-1	7158-5500	保育所・園
23	流山セントラルナーサリースクール	西平井 588	7159-7473	保育所・園
24	みやぞの保育園	宮園 2-8-15	7159-2954	保育所・園
25	南流山聖華保育園	南流山 2-29-4	7159-3401	保育所・園

No.	名 称	所在地	連 絡 先	備 考
26	城の星保育園	流山 9-500-42	7170-2111	保育所・園
27	聖華いつき保育園	南流山 1-17-4	7158-1145	保育所・園
28	南流山保育園ひびき	南流山 6-13-4	7199-8900	保育所・園
29	南流山ちとせ保育園	流山 2580-1	7157-6002	保育所・園
30	南流山ナーサリースクール	南流山 2-8-3	7157-8300	保育所・園
31	アートチャイルドケア南流山保育園	木 434	7158-0123	保育所・園
32	医療法人社団江陽会江陽台病院	西深井 393	7153-2555	病院
33	医療法人財団東京勤労者医療会 東葛病院附属診療所	下花輪 409-6	7158-7710	病院
34	医療法人社団愛友会千葉愛友会記念病院	鱈ヶ崎 1-1	7159-1611	病院

資料 130 住家被害程度の認定基準（地盤に係る被害等）

表 住家被害程度の認定基準（地盤に係る被害等）

被害の区分	傾斜による判定※下図① 基礎と柱が一体的に傾く（不同沈下の場合）	住家の基礎等の滑り込み による判定※下図②
全壊	$1/20 \leq$ 四隅の傾斜の平均	床上 1m まで
大規模半壊	$1/60 \leq$ 四隅の傾斜の平均 $< 1/20$	床まで
半壊	$1/100 \leq$ 四隅の傾斜の平均 $< 1/60$	基礎の天端下 25cm まで



※平成 23 年 5 月 2 日事務連絡「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について」を指す
出典：内閣府ホームページ 災害に係る住家の被害認定：

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/nyou.html>

資料 131 千葉県被害情報等報告要領（抜粋）

千葉県被害情報等報告要領

第1 総則

1 目的

この要領は、千葉県地域防災計画（風水害等編、震災編）に基づき、千葉県災害対策本部事務局（県災害対策本部未設置の場合は、消防地震防災課）の被害情報等の収集方法及び千葉県災害対策本部事務局へのこれら情報の報告方法と様式を定めるものとする。

2 用語の定義

- (1) 本部事務局：千葉県災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、消防地震防災課）
- (2) 部門担当部：千葉県災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）
- (3) 支部総務班：千葉県災害対策本部各支部総務班（災害対策本部未設置時は、表1のとおり）
- (4) 事務所：千葉県災害対策本部支部各事務所（災害対策本部未設置時は、表1のとおり）

表1

支部区分	災害対策本部未設置の場合
千葉支部	消防地震防災課（防災政策室）
葛南支部	葛南県民センター県政情報課
東葛飾支部	東葛飾県民センター県政情報課
北総支部 (香取・海匝を除く北総区域)	北総県民センター県政情報課
香取事務所	香取事務所
海匝事務所	海匝事務所
東上総支部 (山武・夷隅を除く東上総区域)	東上総県民センター県政情報課
山武事務所	山武事務所
夷隅事務所	夷隅事務所
南房総支部 (安房を除く南房総区域)	南房総県民センター県政情報課
安房事務所	安房事務所

- (5) 防災関係機関：指定（地方）公共機関、ライフライン機関（鉄道、バス、空港、電気、ガス、水道、電話）、その他防災上重要な施設の管理者（病院、学校、社会福祉施設等）
- (6) システム端末：千葉県総合防災情報システム端末

3 報告体系

(1) 報告基準

所管する区域内で基準に該当する災害を覚知後、原則30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を迅速に報告する。

部分情報、未確認情報であっても報告するものとし、訂正、補足、修正等については、その都度迅速かつ適切に報告する。

なお、状況により、本部事務局から報告を依頼することもある。

ア 一般基準

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- (イ) 市町村が災害対策本部を設置したもの。
- (ウ) 災害が他県にまたがるもので本県における被害は軽微であっても、他県においては同一災害で大きな被害をもたらしているもの。

イ 個別基準

- (ア) 震度4以上を観測した地震。
- (イ) 津波注意報又は警報が発表されたとき。
- (ウ) 風水害
 - a 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害が生じたもの。
 - b 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害が生じたもの。
 - c 暴風等により、人的被害又は住家被害が生じたもの。
- (エ) 雪害
 - a 雪崩等により、人的被害又は住家被害が生じたもの。
 - b 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの。

ウ 社会的影響基準

一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。

(2) 報告先

報告先については、別表「報告先一覧」を参照する。

(3) 報告様式の内容と報告時期

ア 災害緊急報告

災害当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合、又は災害の具体的な対応状況の報告をする必要がある場合は、この様式を用いる。

(ア) 内容

<p>市町村の場合</p> <p>1 庁舎等の状況</p> <p>2 災害規模概況</p> <p>① 災害の発生場所 当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び発生日時を記入する。</p> <p>② 概況</p> <p>a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況</p> <p>b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況</p> <p>c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況</p> <p>d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況</p> <p>e その他これらに類する災害の概況</p> <p>③ 被害の状況 当該災害により生じた人的被害、住家被害及び火災発生の有無について記入する。併せて、判明している事項については具体的に記入すること。</p> <p>3 応急対策の状況 当該災害に対して、市町村が講じた応急対策について記入すること。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none">・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況・自衛隊の派遣要請、出動状況・ボランティアセンター設置・ボランティアの活動状況・その他関連事項 <p>4 措置情報</p> <p>① 災害対策本部等の設置状況</p> <p>② 避難勧告・指示の状況</p> <p>③ 避難所の設置状況</p> <p>部門担当部・防災関係機関の場合</p> <p>個別の災害現場の概況、及び当該災害の具体的な対応状況等を内容とする。</p>

(イ) 報告時期

報告基準に該当する災害を覚知後、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を報告することとし、以後、詳細が判明の都度、逐次報告することとする。

イ 災害総括報告

(ア) 内容

所管区域内の全般的な被害の程度とそれに対応する措置情報を内容とする。

- (イ) 報告時期
 - a 基準時報告
報告基準に該当する災害を覚知後、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を報告する。
 - b 定時報告
報告基準に該当する災害覚知後、原則として1日2回、9時及び15時現在で把握している情報を指定時刻までに報告する。
 - c 確定時報告
別紙「システム端末による報告手続き」を参照。
 - d 年報
別紙「システム端末による報告手続き」を参照。
 - ウ 災害詳細報告
 - (ア) 内容
被害状況や措置情報（災害対策本部の設置、職員配備、住民避難状況等）の詳細とする。
 - (イ) 報告時期
災害総括報告の報告時期の例によるものとする。
 - (4) 報告経路概要
 - 全体の報告体系は別図「報告経路概要図」を参照する。
 - 部門担当部の報告経路は別図「被害情報伝達経路（部門情報）」を参照する。
 - 支部・市町村の報告経路は別図「被害情報伝達経路（支部・市町村情報）」を参照する。
 - (5) 被害の認定基準
別表「被害の認定基準」に基づき判定するものとする。
- #### 4 報告者の選任
- (1) 県は次の基準により、平素から被害情報等の報告に係る総括責任者及び報告者を選任しておくものとする。
 - ア 総括責任者
各部署で1名選任され、本部事務局への被害情報等の報告を総括する者。
 - イ 報告者
各部署の班及び支部を構成する班で1名以上選任され、被害情報等の報告を取り扱う者。
 - (2) 市町村は次の基準により、平素から被害情報等の報告に係る総括責任者及び報告者を選任しておくものとする。
 - ア 総括責任者
各市町村において1名選任され、本部事務局への被害情報等の報告を総括する者。
 - イ 報告者
各市町村において所掌事務等を勘案して選任され、その所掌の被害情報等報告を取り扱う者。
 - (3) 防災関係機関は、平素から被害情報等の報告を取り扱う者を定めるように努めること。
- #### 5 通信運用
- 本要領による報告の電話・ファクシミリ等による通信運用は、別途定める「千葉県災害通信運用マニュアル」により行う。

- 6 システム端末による報告
別紙「システム端末による報告手続き」を参照。

第2 本部事務局の被害情報等収集・報告

1 被害情報等の収集

(1) 本部事務局現地派遣班による情報収集

本部事務局指揮班は状況により現地派遣班を災害現地に派遣して、現地の被害情報を収集する。

(2) 参集職員による情報収集

職員が参集途上で覚知した被害情報等を収集する。

(3) 航空機による情報収集

緊急に被害を把握する必要がある場合は、次の機関が保有するヘリコプターによる画像情報収集を依頼する。

ア 千葉市消防局

イ 千葉県警察本部

ウ 自治体

エ 自衛隊

オ その他

(4) 高所監視カメラによる千葉市市街地の情報収集

緊急に被害を把握する必要がある場合は、千葉市消防局が保有する高所監視カメラによる画像情報配信を依頼する。

(5) 部門担当部・支部総務班（事務所）からの被害情報等収集

電話、ファクシミリ又はシステム端末等により報告があった部門担当部・支部総務班（事務所）の被害情報等を取りまとめる。

(6) 市町村からの被害情報等収集

電話、ファクシミリ又はシステム端末等により報告があった市町村の全般的な被害状況等を取りまとめる。

(7) 防災関係機関からの被害情報等収集

電話・ファクシミリ等により報告があった被害情報等を取りまとめる。

又、発災直後においては、各防災関係機関のホームページから情報を収集する。

(8) 県警察本部からの被害情報等収集

電話、ファクシミリ等により通報があった被害情報等を取りまとめる。

参考 県警察の情報収集（千葉県地域防災計画より抜粋）

- (1) 警察本部長又は警察署長は、(省略) 知事又は市町村長その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害情報を収集する。
警察の情報収集は、おおむね次の事項について行う。
 - ア 災害の種別、発生日時及び場所
 - イ 被害概要（人命、建物、道路、交通機関）
 - ウ 避難者の状況
 - エ 交通規制の要否
 - オ 気象等の状況
 - カ 治安状況及び警察関係被害
 - キ その他災害警備活動上必要な事項
- (2) 警察本部長及び警察署長は、必要に応じて知事、市町村長、その他関係機関に通報する。
- (3) 警察本部長及び警察署長は、災害情報の収集及び通報を迅速に行うため、あらかじめ災害情報収集通報責任者を指定しておく。

2 被害情報等の報告

本部事務局は、収集した被害情報等を次のとおり報告・連絡を行うものとする。

(1) 消防庁への報告

災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に基づき報告を行う。

(2) 支部及び市町村等への連絡

本部事務局でとりまとめた被害情報等は、ファクシミリ等により支部及び市町村等に連絡する。

(3) 関係機関への連絡

各機関から収集した被害情報、及び県が自ら実施する応急対策の活動状況等を取りまとめの上、関係機関に連絡する。

第3 県(部門担当部・支部総務班・本部事務局現地派遣班)の報告

1 部門担当部の報告

(1) 基本事項

各部門担当部が所管する施設の種別別に、原則として市町村単位に被害状況等を取りまとめ、関係行政機関(省・庁等)及び本部事務局に報告するとともに、関係課及びその他関係機関に連絡する。

なお、関係行政機関から入手した本県における被害情報等については、速やかに本部事務局に連絡することとする。

各部門担当部の出先機関については、その管理に属する施設等の被害情報を取りまとめの上、部門担当部の定めに従って報告するものとする。

(2) 報告様式

ア 災害緊急報告(様式1-2)

各部門担当部が所管する施設等に関連して、その概況について報告するものとする。

(報告対象事項の例) ※この例は、その被害の発生のおそれがある場合も報告すること。

- ・ 通行規制を伴う道路、橋りょう施設被害状況
- ・ 浸水危険性を伴う河川、海岸施設被害状況
- ・ 機能障害を伴う港湾、漁港施設被害状況
- ・ 浸水危険性を伴うダム、貯水池施設被害状況
- ・ 爆発、漏洩等周辺に危険を及ぼす危険物（ガス、石油類、毒劇物等）施設被害状況
- ・ 人的被害、住家被害及び公共施設被害を伴う土砂災害状況
- ・ 業務遂行に支障をきたす病院、学校、社会福祉施設等被害状況
- ・ 運行停止、不能を伴う輸送関連施設（鉄道、バス、空港等）被害状況
- ・ 供給停止、不能を伴うライフライン施設被害状況

イ 災害詳細報告<基準時報告・定時報告・確定時報告>

具体的な部門担当部ごとの報告様式については、別表「部門担当部の報告様式」を参照する。

ウ 部門別被害額総括報告<基準時報告・定時報告・確定時報告>

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、災害当初の段階においては、省略可とする。

2 支部総務班の報告

(1) 基本事項

ア 部門担当部の出先機関及び管内市町村から報告があった被害情報をとりまとめの上、管内の被害情報把握を行い、本部事務局へ報告するものとする。

イ 支部の被害状況（庁舎等）及び庁舎周辺の状況について、自らも被害に関する情報収集を行うものとする。

ウ 支部の職員が、参集途上で覚知した被害情報等を収集し、報告を行うものとする。

エ 管内の出先機関職員参集状況について調査する。

オ 管内市町村の災害総括報告、災害年報等のとりまとめを行うものとする。

カ 管内市町村が被災等により情報収集が困難となった場合は、情報連絡員を現地に派遣して情報収集活動を行い、ファクシミリや支部のシステム端末により、当該市町村を代行して被害情報等を報告する。

キ 管内に事務所が設置されている支部の報告様式「災害総括報告」「支部集計様式」については、事務所区域分を除き報告事項を集計し報告する。

ク 支部を構成する事務所は、事務所区域分について、支部総務班に準じた情報収集業務を行うものとし、報告については本部事務局及び支部総務班に行うものとする。

(2) 報告様式

ア 県支部状況報告（様式1-3）

庁舎周辺の状況及び支部管内出先機関・情報連絡員から収集した情報を災害緊急報告の報告時期の例により、この様式で報告する。

イ 県支部配備報告（様式1-4）

支部総務班は、配備指令後、迅速に配備機関の参集状況を調査し、本部事務局へ逐次報告する。なお、管内に事務所を有する支部については、事務所からの報告と集計した上で報告する。

事務所は、配備指令後、迅速に出先機関の参集状況を調査し本部事務局及び支部総務班へ報告する。

ウ 災害総括報告<確定時報告・年報>

システム端末でとりまとめた市町村の災害総括報告等を確認した旨を報告することとする。

エ 支部集計様式<定時報告>

支部総務班及び事務所は、区域内の市町村等の被害情報をとりまとめ、本部事務局へ報告する。
具体的な報告様式の扱いについては、別表「支部の報告様式」を参照する。

(3) 市町村代行報告方法について

支部又は事務所が、市町村の報告事務を代行して、本部事務局へ報告する場合については、「第4 市町村の報告」の規定を準用する。

3 本部事務局現地派遣班の報告

(1) 基本事項

現地派遣班の運用等については、「災害時の事務処理に関する手引」を参照する。

(2) 報告様式

現地派遣班情報連絡票 (様式28)

防災行政無線、一般回線等から本部事務局指揮班に随時報告をする。

なお、庁舎倒壊、一般回線の被災等により通信不能の場合は、可搬型地球局、衛星移動車、全県移動無線、衛星携帯電話を用いて通信手段の確保をすること。

第4 市町村の報告

1 基本事項

市町村は、災害対策基本法第五十三条の規定により、災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告する。

なお、この報告は消防組織法第二十二条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う市町村から県への報告と一体的に行われるものである。

2 報告手続

(1) 報告事項

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所又は地域

エ 被害の程度

① 人的被害に関する事項

② 住家被害に関する事項

③ 非住家被害に関する事項

④ その他の被害に関する事項

⑤ り災者に関する事項

⑥ 被害額に関する事項

オ 災害に対して執った措置及び今後執ろうとする措置

① 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況

② 避難等に関する状況

③ その他必要な事項

カ 災害救助法適用の有無

キ その他必要な事項

(2) 報告様式

市町村の報告は、本部事務局及びその区域を所管する支部総務班（当該区域を所管する事務所がある場合は事務所とする。）へ報告する。

但し、千葉市、市原市は、本部事務局のみに報告を行うこととする。

ア 災害緊急報告（様式1-1）

イ 災害総括報告＜基準時報告・定時報告・確定時報告・年報＞

ウ 災害詳細報告＜基準時報告・定時報告・確定時報告＞

別表「市町村の報告様式」を参照する。

(3) 留意事項

ア 緊急の場合で、支部又は事務所に報告することができないときは、本部事務局へ報告する様式の余白にその旨記入すること。

イ 地震が当該市町村において震度4未満であるが、同一県民センター（事務所）管内の市町村において震度4以上の地震があった場合は報告をすること。

ウ 市町村は、情報の収集、連絡の迅速・正確を期すため、あらかじめ被害の種別、地域等に応じた情報の収集、連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図ること。

エ 市町村は、消防団、自主防災組織、町内会等地域住民からの通報等を含めた情報収集体制の強化を図ること。

オ 情報の収集にあたっては、所轄警察署と密接な連絡を保つこと。

カ 被害の調査漏れ及び重複のないように市町村内部における緊密な連絡体制をとること。

キ 被害世帯人員等については、現地調査のみではなく、住民登録とも照合して、その正誤を確認するように努めること。

ク 人的被害、並びに住家の全壊、流失、及び半壊が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査すること。

3 国（消防庁）への報告について

次の事項に該当する場合は、市町村は国（消防庁）へ報告するものとする。

ア 「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」の直接即報基準に該当する場合。（国の様式により県へも報告する。）

イ 県に報告ができない場合で、一時的に報告先を国（消防庁）とする場合。

（参考）直接即報基準（火災・災害等即報要領より抜粋）

3 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

4 消防本部（消防の一部事務組合を含む。）の報告

市町村の報告は第4の1から3に定められているが、消防本部については災害緊急報告の報告様式を変更する。

(1) 報告様式

ア 災害緊急報告（様式1-5）

報告内容と報告時期は、第1の3の（3）のアの例による。

但し、緊急通信欄には119番通報の殺到状況やその他緊急通信を記入するものとする。

イ その他の報告

別途本部事務局からの依頼により行うものとし、報告様式は第4の2の(2)と同じ。

但し、この内災害緊急報告(様式1-1)の報告はしなくてよい。

第5 防災関係機関の報告

1 基本事項

防災関係機関は、その管理する施設について被害状況等を取りまとめ、県及び関係市町村に報告をする。

2 報告手続

(1) 報告事項

所管する施設等の被害状況、機能障害の状況、復旧見込等について報告する。

(2) 報告様式

ア 災害緊急報告(様式1-2)

(報告対象事項の例)

- ・ 運行停止、不能を伴う輸送関連施設(鉄道、バス、空港等)被害状況
- ・ 供給停止、不能を伴うライフライン施設被害状況

※上記の例は、その被害の発生のおそれがある場合も報告するものとする。

イ 災害詳細報告<基準時報告・依頼に基づく報告>

- ・ 電気被害詳細報告(様式16)
- ・ 電話被害詳細報告(様式17)
- ・ ガス被害詳細報告(様式18)
- ・ その他被害詳細報告(様式20)

システム端末による報告手続き

1 システム端末による報告

定時報告については、原則ファクシミリ（持参）によることとし、システム端末での報告は本部事務局からの指示により行うものとする。

確定時報告及び年報については、原則システム端末により行うこととする。

2 部門担当部

(1) 災害詳細報告

ア 定時報告

システム端末入力による報告の依頼があった場合、原則として1日2回9時と15時に報告を行う。

イ 確定時報告

部門担当部の応急対策終了後、10日以内にシステム端末に入力する。

ウ 年報

4月20日までにシステム端末に入力する。（部門別被害額総括報告を除く。）

但し、部門別被害額総括報告は本部事務局へ様式2-3等により報告をする。

3 支部総務班・事務所

(1) 市町村代行報告（システム端末使用時）

支部情報連絡員が収集した情報を、支部（事務所）のシステム端末で代行入力する。

この場合、市町村の報告に準じた報告をするものとする。

(2) 災害総括報告・災害詳細報告の確定時報告、年報

管内市町村より報告される確定時報告、年報をシステム端末により確認し、その旨を消防地震防災課まで報告する。

4 市町村（対象として消防本部を除く。）

(1) 災害総括報告・災害詳細報告

ア 定時報告

システム端末入力による報告の依頼があった場合、原則として1日2回9時と15時に報告を行う。

イ 確定時報告

市町村の応急対策終了後、10日以内にシステム端末に入力する。

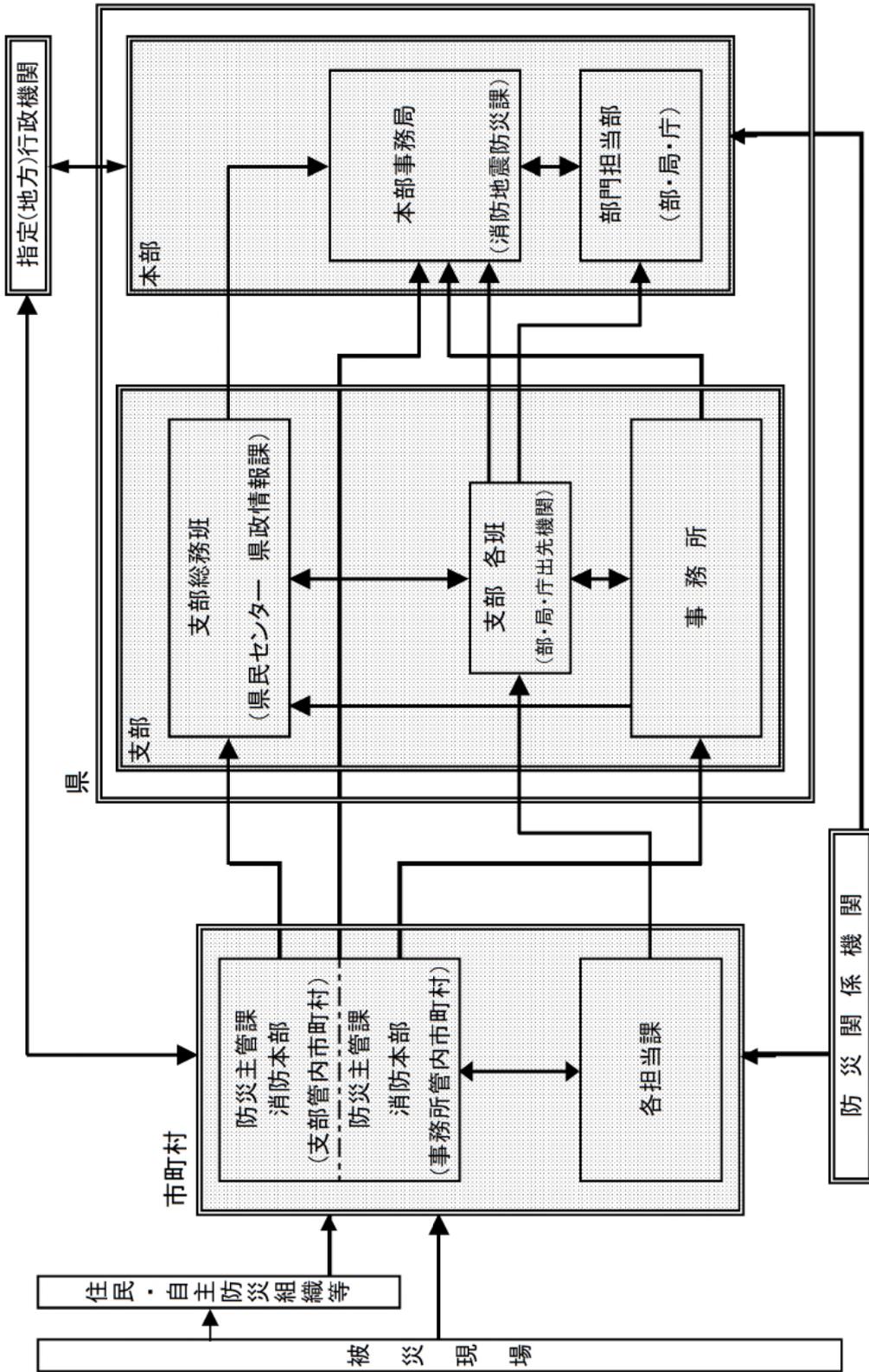
ウ 年報

4月20日までにシステム端末に入力する。

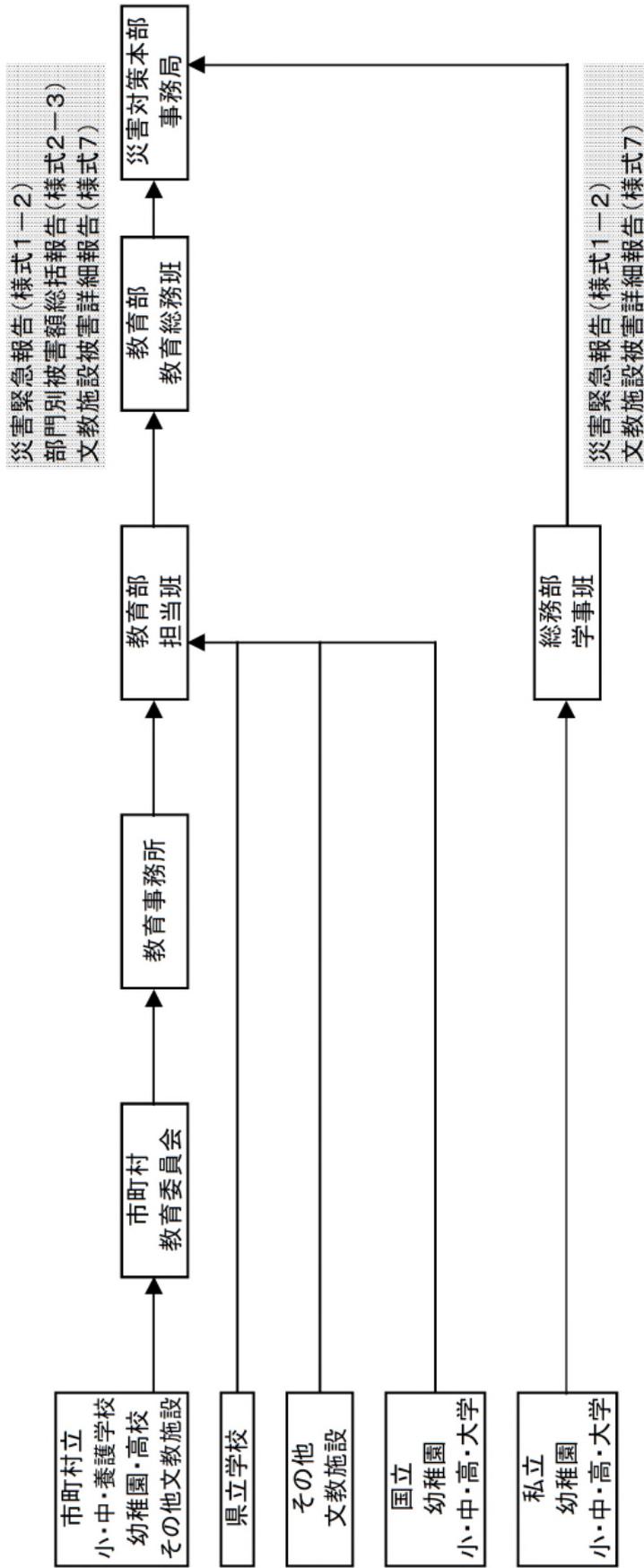
市町村の報告様式

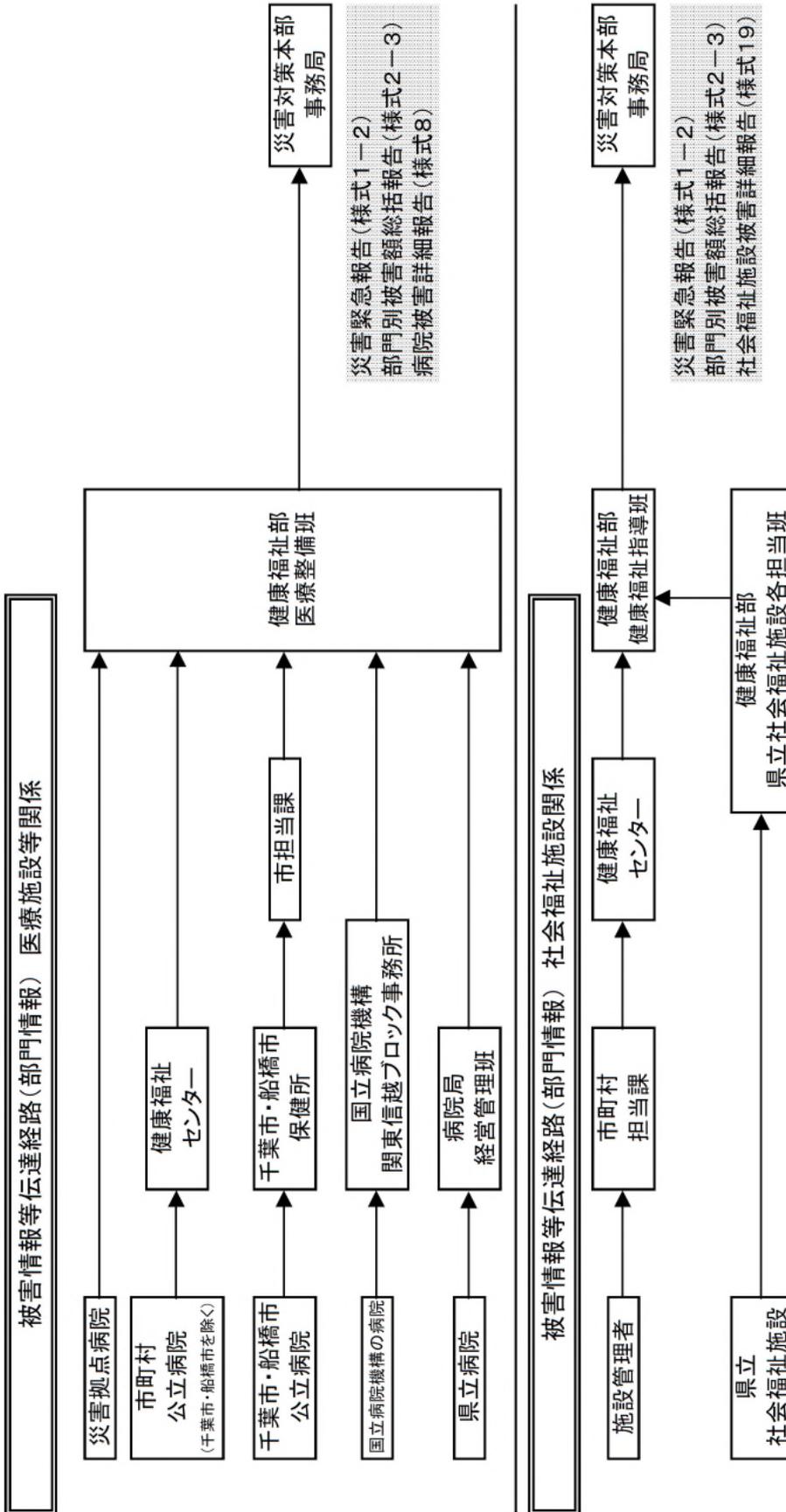
報告の種類	報告様式		システム端末入力画面
災害緊急報告	災害緊急報告(市町村)	様式 1-1	-
	災害緊急報告(消防本部)	様式 1-5	
災害総括報告 <基準報告> <定時報告>	災害総括報告(その1)	様式 2-1	災害総括報告 措置情報画面 災害総括報告 被害情報画面
災害総括報告 <確定時報告>	災害総括報告(その1、その2)	様式 2-1 様式 2-2	災害総括報告 措置情報画面 災害総括報告 被害情報画面 災害総括報告 被害額情報画面
災害総括報告 <年報>	-		災害総括報告 措置情報画面 災害総括報告 被害情報画面 災害総括報告 被害額情報画面
災害詳細報告	避難状況詳細報告	様式 3	避難状況詳細報告画面
	避難所・救護所開設状況報告	様式 4	避難所・救護所開設状況報告画面
	人的被害詳細報告	様式 5-1	-
	住家被害詳細報告	様式 5-2	
	人的被害・住家被害詳細報告 (確定時報告用)	様式 6	人的被害・住家被害詳細報告画面
	文教施設被害詳細報告	様式 7	文教施設被害詳細報告画面
	病院被害詳細報告	様式 8	病院被害詳細報告画面
	公共土木施設被害詳細報告	様式 9-2 様式 9-3	道路被害詳細報告画面
			橋梁被害詳細報告画面
			河川被害詳細報告画面 砂防被害詳細報告画面
	港湾施設等被害詳細報告	様式 10-2	港湾施設等被害詳細報告画面
	がけくずれ被害報告	様式 11	がけくずれ被害報告画面
	交通規制情報	様式 12	交通規制情報画面
	清掃施設被害詳細報告	様式 13	清掃施設被害詳細報告画面
	鉄道被害詳細報告	様式 14	鉄道被害詳細報告画面
	水道被害詳細報告	様式 15-1	水道被害詳細報告画面
	電気被害詳細報告	様式 16	電気被害詳細報告画面
	電話被害詳細報告	様式 17	電話被害詳細報告画面
	ガス被害詳細報告	様式 18	ガス被害詳細報告画面
社会福祉施設被害詳細報告	様式 19	社会福祉施設被害詳細報告画面	
その他被害詳細報告	様式 20	その他被害詳細報告画面	
火災発生状況報告	様式 21	火災発生状況報告画面	

報告経路概要図

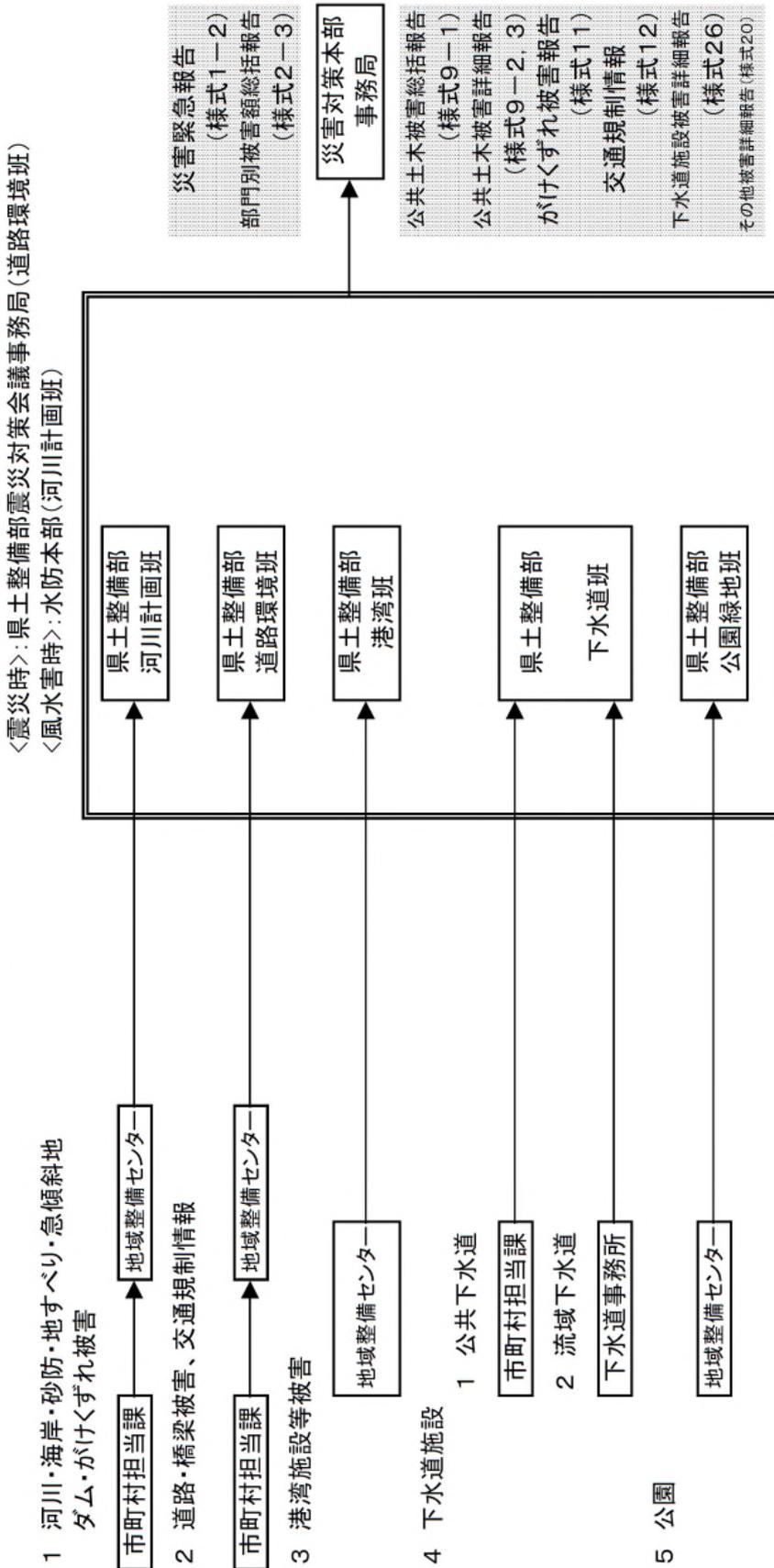


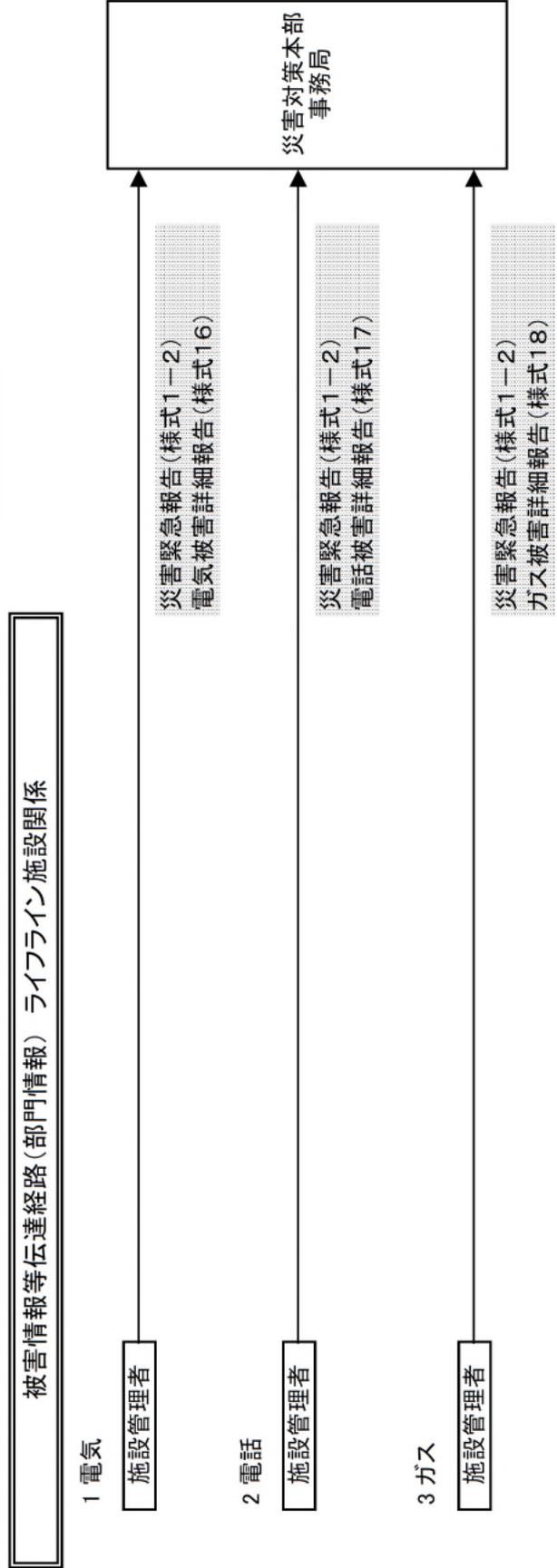
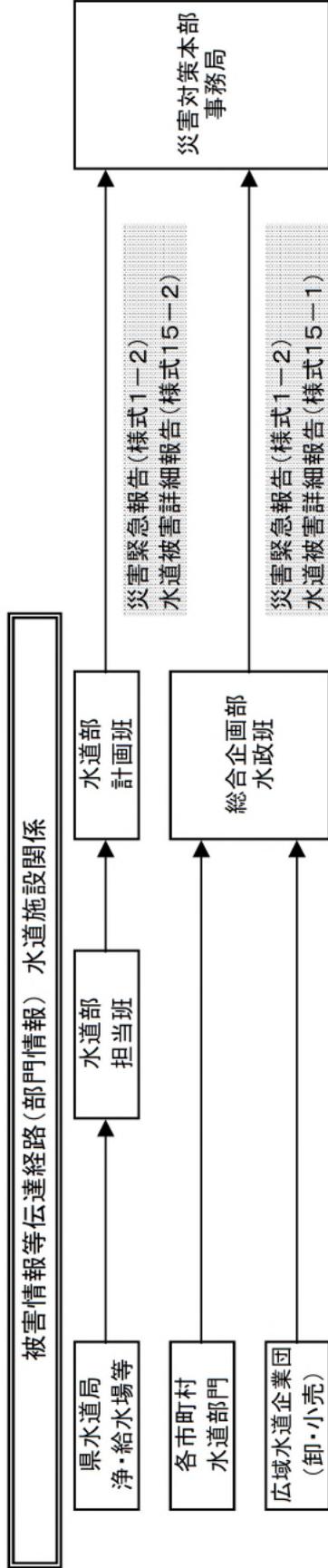
被害情報等伝達経路(部門情報) 文教施設等関係



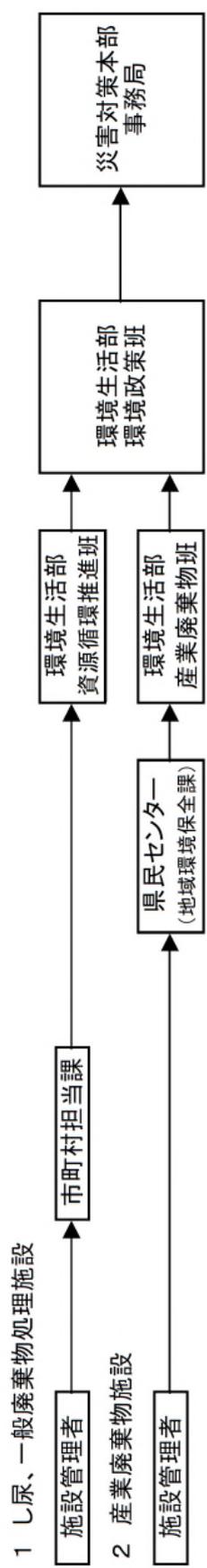


被害情報等伝達経路(部門情報) 公共土木施設等関係

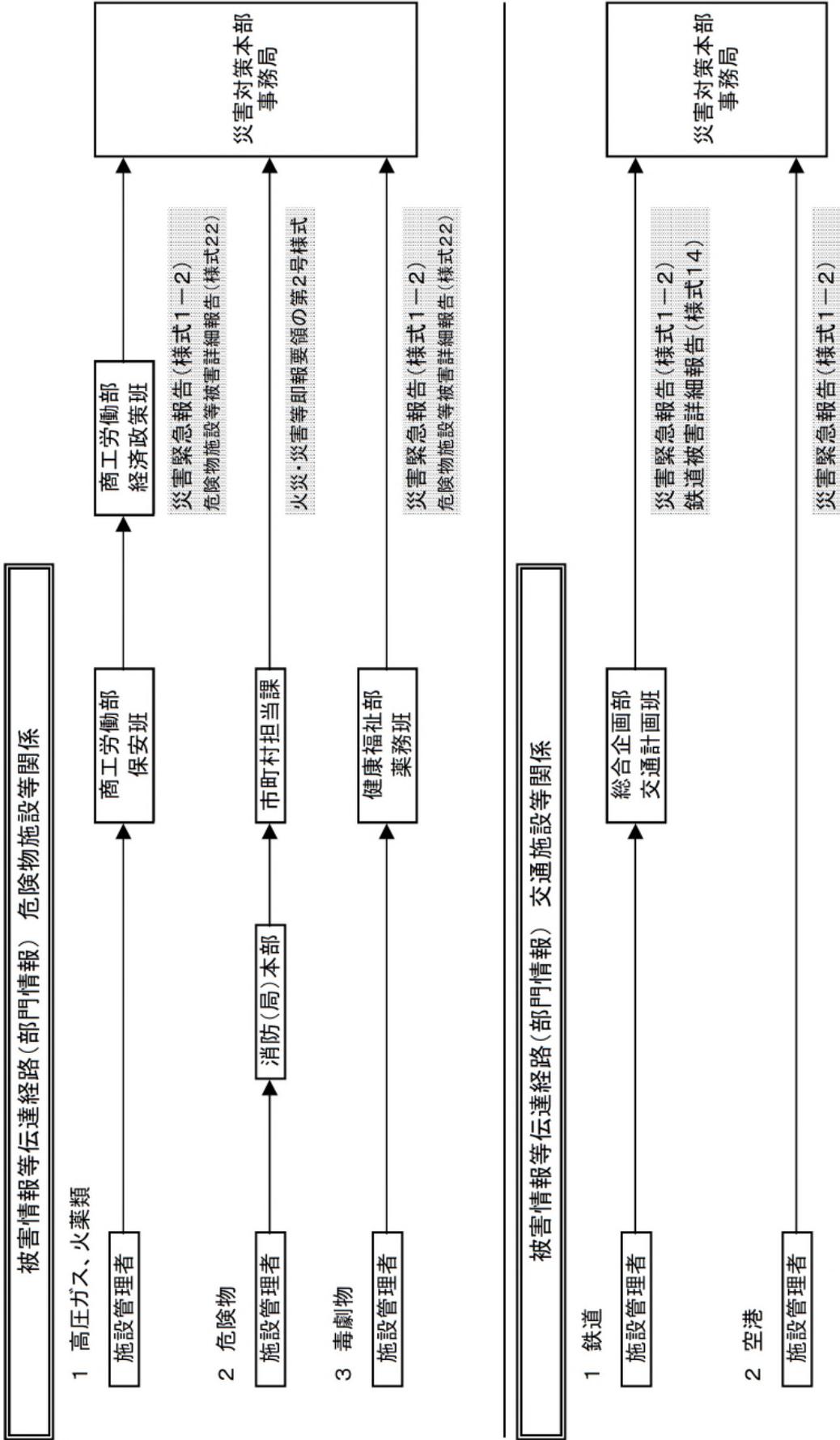




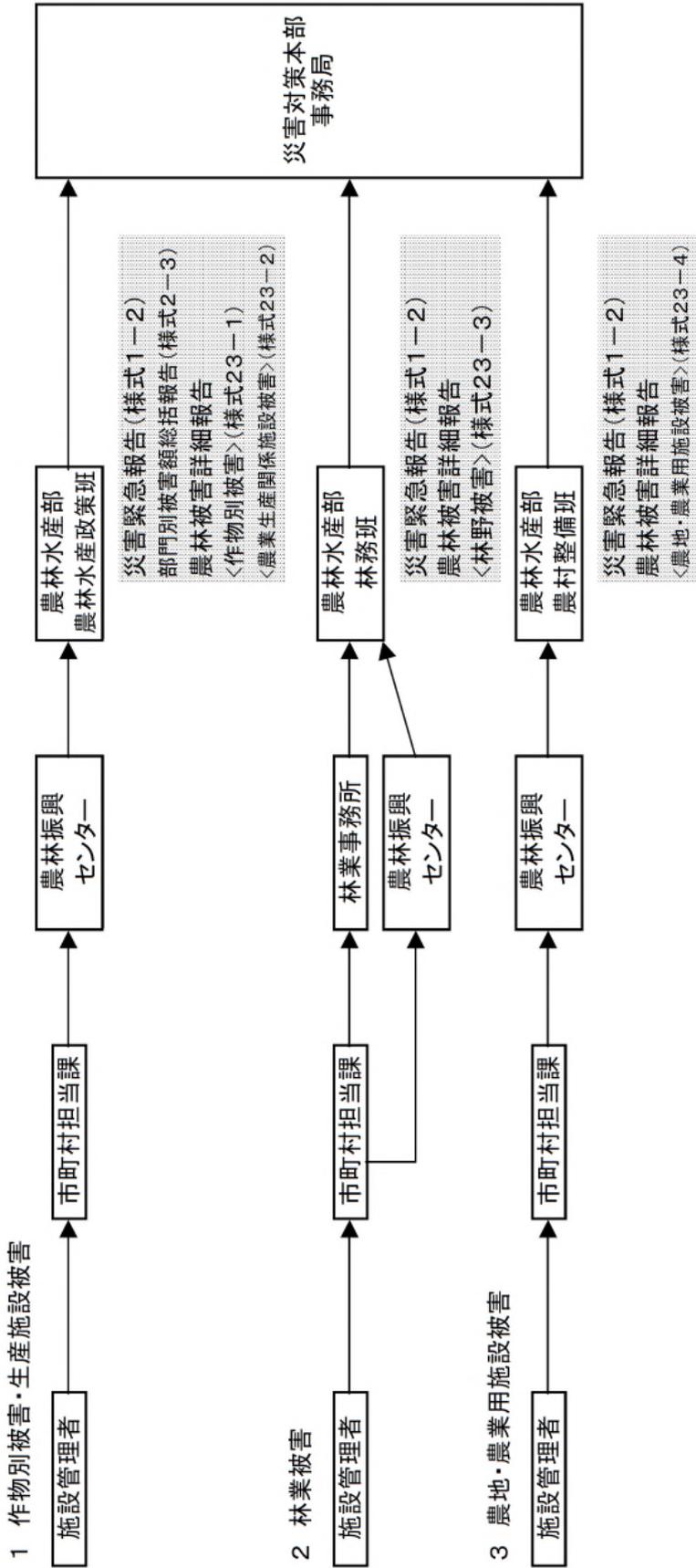
被害情報等伝達経路(部門情報) 清掃(し尿、廃棄物処理)施設関係

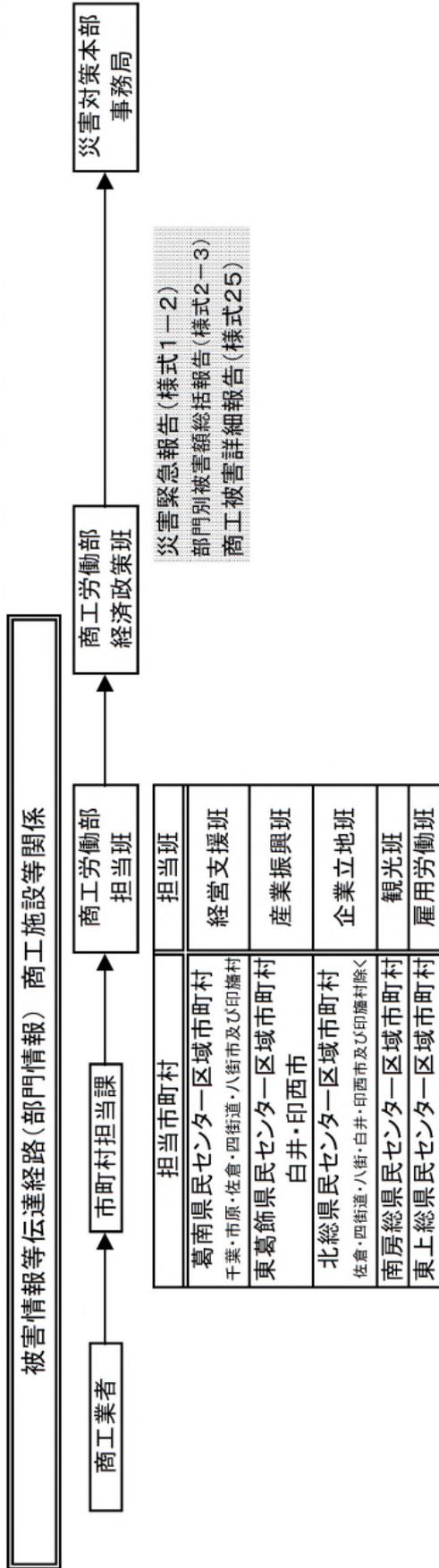
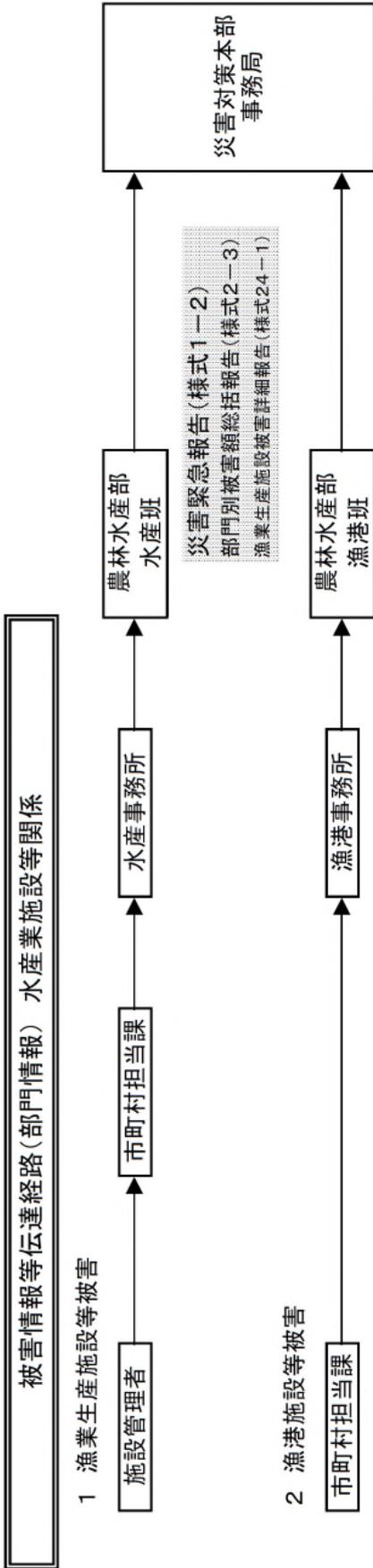


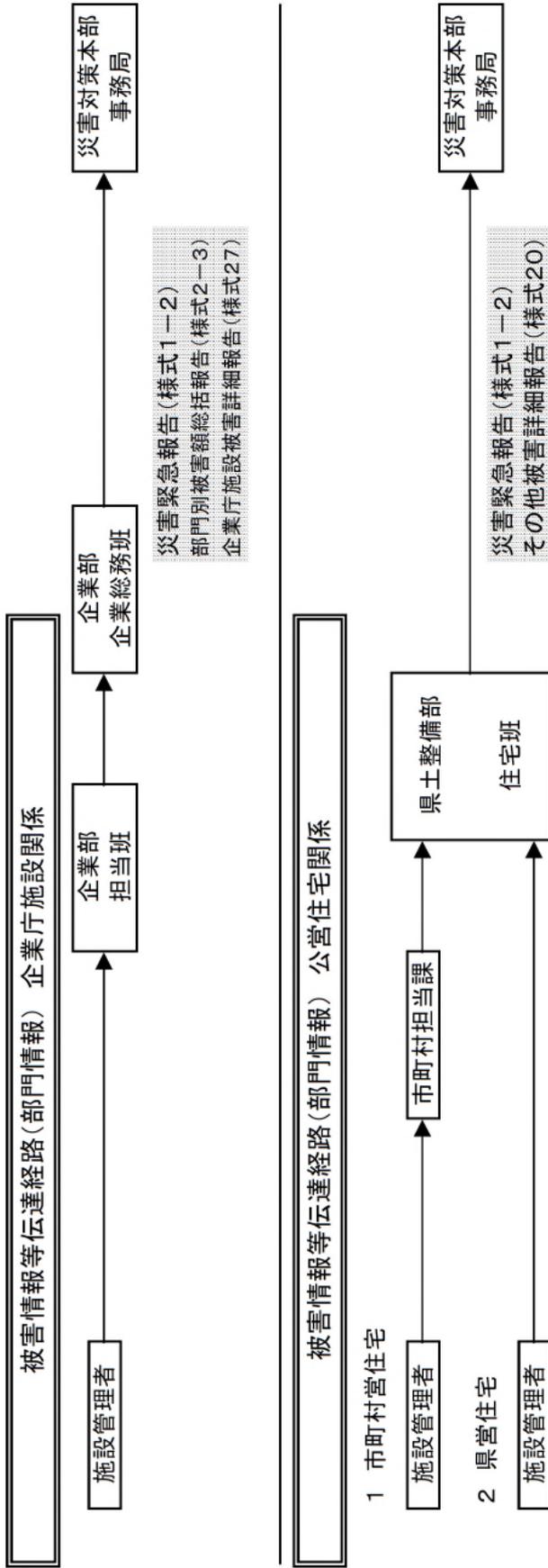
災害緊急報告(様式1-2)
清掃施設被害詳細報告(様式13)



被害情報等伝達経路(部門情報) 農林施設等関係

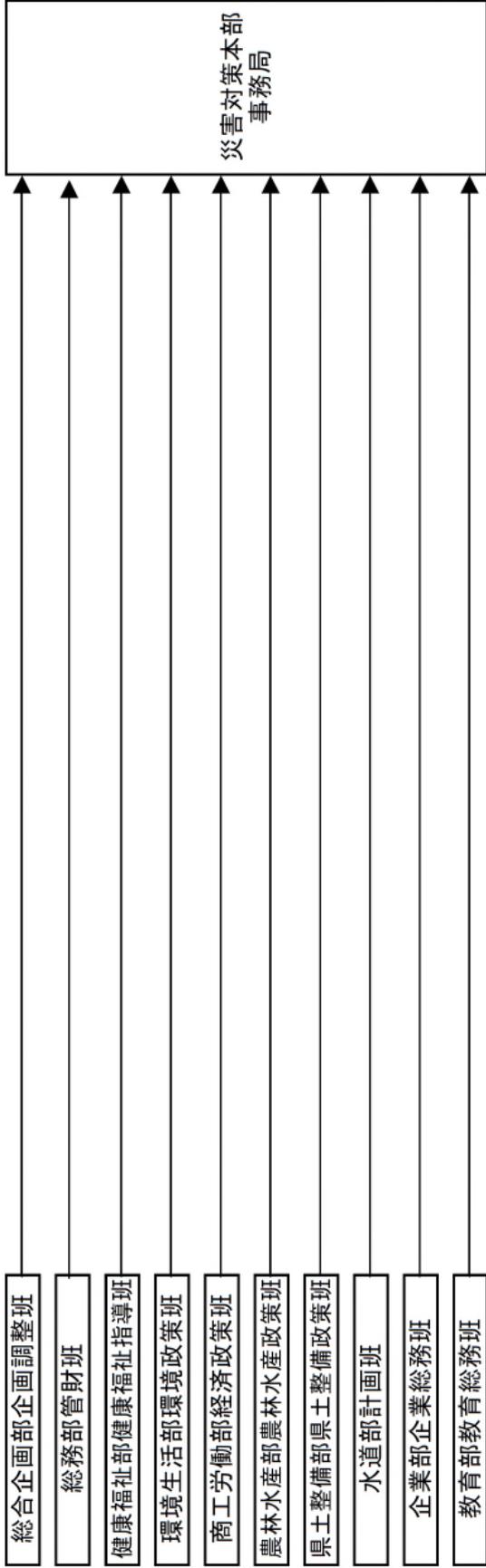




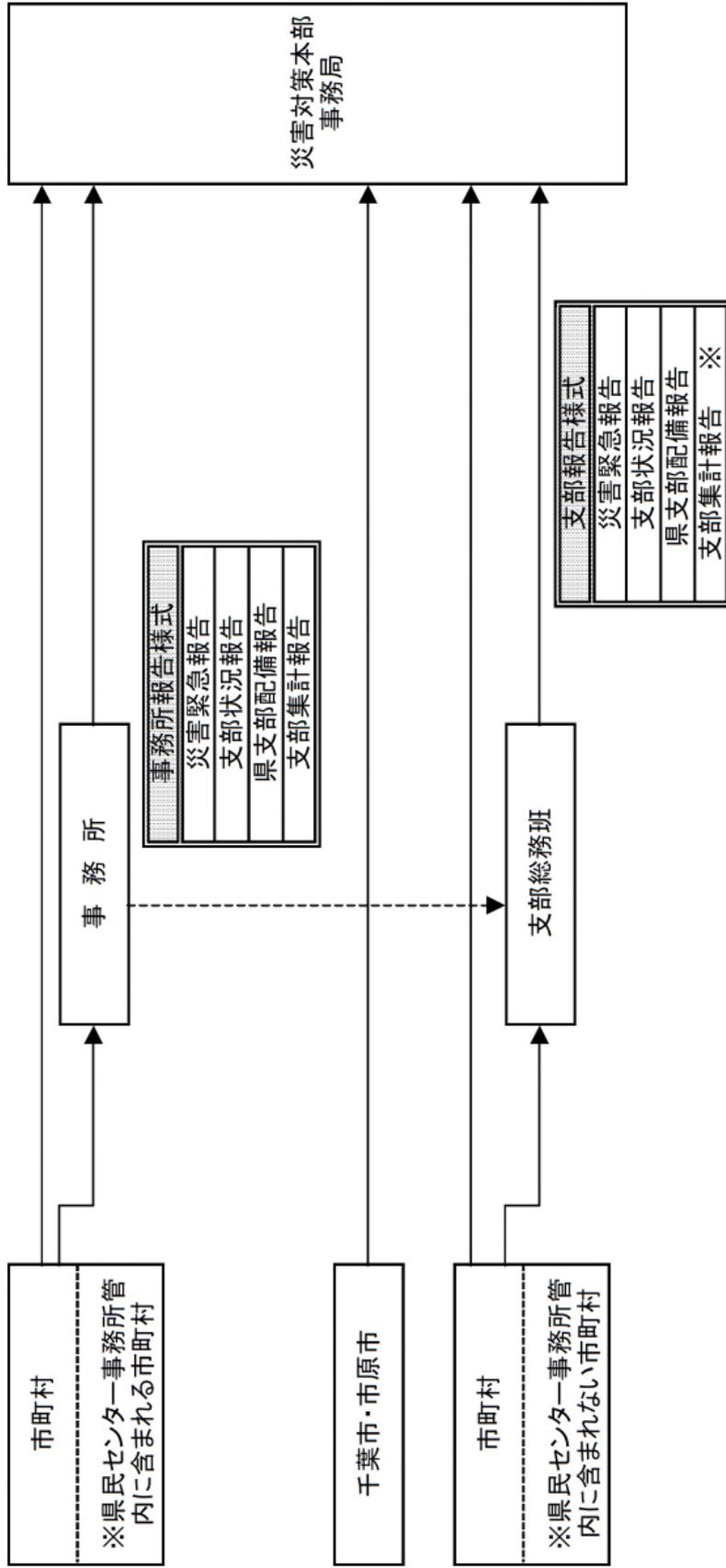


被害情報等伝達経路(部門情報) その他

その他被害詳細報告(様式20)



被害情報等伝達経路(支部・市町村情報)



※被害報告の迅速性を期すため、この報告に際して、事務所分と集計しなくてよい

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
人的被害	共通		被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告をする。	
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該災害による負傷者が、発災後 4 8 時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。 2 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 3 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。 	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。		
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者とする。		
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者とする。		

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	<ol style="list-style-type: none"> 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。 	災害詳細報告
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの变化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであつて、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものである。	<ol style="list-style-type: none"> 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各1棟として計上する。 屋根瓦の相当部分が落ちた様な場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。 アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。 アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 <ol style="list-style-type: none"> 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。 	住家被害詳細報告
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものである。		
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。		
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。		
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものととする。		

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 ○非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	<ol style="list-style-type: none"> 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。 	災害詳細報告
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港灣・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。	社会福祉施設被害詳細報告 その他被害詳細報告
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。	商工被害詳細報告 その他被害詳細報告
り災世帯	1	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。	寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家庭の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	住家被害詳細報告
	2	一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。		
その他被害	り災者	り災世帯の構成員とする。		
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設1箇所として被害に計上する。	文教施設被害詳細報告
	病院	医療法第1条1項に規定する病院（患者20人以上の取寄施設を有するもの）とする。		病院被害詳細報告

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
その他被害	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	1 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。（農業用道路、林道等は含まない）	公共土木施設被害詳細報告
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された橋とする。	2 道路冠水は被害には含まれないが、交通に影響を及ぼす程度のものについては、その状況について報告すること。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのももの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	溢水は被害に含まれないが、その状況について報告すること。	公共土木施設被害詳細報告
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	漁港は「港湾」には含まれない。	港湾施設等被害詳細報告
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。	公共土木施設被害詳細報告
	清掃施設	ごみ処理及びびり尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。	清掃施設被害詳細報告
	がけくずれ			がけくずれ被害詳細報告
	鉄道不通		豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常が無いことを確認し運行を再開した場合、路線ごと（各1箇所として被害に計上する。）	鉄道被害詳細報告
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。		その他被害詳細報告

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
その他被害	海岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。		
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。		
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。		公共土木施設被害詳細報告

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
その他被害	水道施設		断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。	水道被害詳細報告 (市町村、県水道)
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数を合算する。	地域により断水の時間帯が異なる場合は、各地域ごとの最新時点における戸数を合算する。	
	電気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、各地域ごとの最新時点における戸数を合算する。	電気被害詳細報告
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする	発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含めない。	電話被害詳細報告
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、各地域ごとの最新時点における戸数を合算する。 各家庭に取り付けられた安全器が、地震等を感知して作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。	ガス被害詳細報告
	ブロック 石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。		その他被害詳細報告
	田の流失 埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。		
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。		
	畑の流失 埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。		その他被害詳細報告
	畑の冠水			
	火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。		

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	備考	災害詳細報告
被 害 金 額	共通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかつこ外に朱書きするものとする。		
	公立文教施設	公立の文教施設とする。		
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。	左の施設として、かんがい排水施設、農業用道路、林道、沿岸漁場整備開発施設、農協・漁協等の所有する倉庫・加工施設・共同作業場等が該当する。（1箇所）の災害復旧工事の事業費が40万円未満のものは加算しない。）	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。	（災害復旧事業の1箇所の工事の費用が果及び指定直に係るものにあつては上20万円に、市町村に係るものにあつては60万円に満たないものは加算しない。）	
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。		
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設被害を受けた市町村とする。		
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。		
	林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。		
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。		
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。		
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。		

措置情報報告基準（災害総括報告）

区分	項目	基準	備考	災害詳細報告
活動体制	災害対策本部設置	<p>報告時点において、市町村災害対策本部を設置している場合、その「設置日時」、「配備人員」を報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「配備人員」は、配備されている市町村職員の数とする。 以後の報告時点において、「配備人員」に増減があった場合は、数を変更して報告する。（最新人数を継続報告。） また、災害対策本部を廃止している場合、「配備人員」は、最も多かつた時点の数とし、「設置日時」「廃止日時」を報告する。 	<p>確定報告については、同一災害についてとられた最大の体制の「設置日時」、「廃止日時」、「配備人員」を報告するものとする。</p>	
	本部設置前の体制	<p>報告時点において、市町村災害対策本部設置前の体制をとっている場合、その「設置日時」、「配備人員」を報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「配備人員」は、配備されている市町村職員の数とする。 以後の報告時点において、「配備人員」に増減があった場合は、数を変更して報告する。（最新人数を継続報告。） <p>また、体制を廃止している場合、「配備人員」は、最も多かつた時点の数とし、「設置日時」、「廃止日時」を報告する。</p>		
	活動人員	<p>報告時点までに活動している「消防職員」及び「消防団員」の延べ人数を報告する。</p>		

措置情報報告基準（災害総括報告）

区分	項目	認定基準	備考	災害詳細報告
避難等	共通	避難の種別ごとに、「避難地区数」、「避難の日時」、「避難世帯数」、「避難人数」を報告するとともに、「警戒区域設定の有無」を報告する。		
	指示	災害対策基本法第60条に基づく避難のための立ち退きの指示、その他法令に基づくもの。	気象情報、警戒監視等によって得られた情報及び過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断し、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して行う指示、勧告。	
	勧告	災害対策基本法第60条に基づく避難のための立ち退きの勧告、その他法令に基づくもの。		
	自主避難	上記勧告又は指示によらない住民の自主的避難。	気象予警報等により避難、家屋損壊による避難等「避難所を開設してあるので、避難の必要がある人は避難してください。」等、呼びかけ。	避難状況詳細報告
	避難地区数	勧告又は指示においては、発令の対象地域又は区域の数を報告する。自主避難にあつては、自主的に避難した地域又は区域の数を報告する。	確定報告においては、延べ数を報告する。	
	避難の日時	最初に勧告又は指示あるいは自主避難した日時を報告する。	確定報告も同じ。	
	世帯数・人数	避難している世帯数及び人数を報告する。	確定報告においては、延べ数を報告する。	
	警戒区域の設定	災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定、その他法令に基づく警戒区域の設定の有無を報告する。	確定報告においては、同一の災害について開設した避難所の「開設数」並びに収容した「世帯数」及び「人数」の延べ数を報告する。	
	避難所	報告時点における避難所の開設数、並びに収容している世帯数及び人数を報告する。	確定報告においては、同一の災害について開設した避難所の「開設数」並びに収容した「世帯数」及び「人数」の延べ数を報告する。	避難所・救護所開設状況報告
	災害救助法	災害救助法が適用された場合の、適用日時を報告する。		